



厚生労働大臣の定める施設基準等に係る掲示

外来腫瘍化学療法診療料

- 当院の外来化学療法は、医師・看護師・薬剤師等、がん治療専任の職員が連携をする体制をとっています。
- 緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制をとっており、急変時には他の保険医療機関との連携により、入院できる体制を整備しています。
- 実施する化学療法の治療内容の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。